

令和7年和光市農業委員会1月総会会議録

和光市農業委員会

令和7年和光市農業委員会1月総会日程

令和7年1月24日（金曜日）午後3時30分開会

日程第1 開 会

日程第2 開 議

日程第3 議事録署名委員の指名 2番 富岡和樹委員 3番 富岡浩之委員

日程第4 提出議案 議案第18号 農地法第4条許可申請について

議案第19号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の
決定について

議案第20号 農用地利用集積計画の決定について

議案第21号 地域計画について

日程第5 協議事項 ①令和7年和光市農業委員会2月総会の日程について

②農地利用状況調査の審査について

③その他

日程第5 諸報告 ①会長専決について

②農業委員の活動報告について

③その他

日程第6 閉 会 午後4時45分

出席委員（11名）

1番	新坂篤司君	2番	富岡和樹君
3番	富岡浩之君	4番	本多修君
5番	成田真理子君	6番	小寺淳一君
7番	吉田成実君	8番	田中和巳君
9番	富澤孝子君	10番	井口俊彦君
11番	浪間兼三君		

欠席委員（0名）

◎開会

◎開議

○事務局長（大塚） 皆様こんにちは。

時間前ではありますが、皆様既におそろいになりましたので、始めさせていただきたいと思えます。

ただいまから令和7年和光市農業委員会1月総会を開会いたします。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

○新坂会長 皆様こんにちは。そして、新年明けましておめでとうございます。早いもので、年も明けて一月近くたちますが、皆様お正月はゆっくりお過ごしになることができたでしょうか。

さて、この1月で私たちも農業委員の任期、半分が過ぎたこととなります。残りの任期、1年半、これまでの経験を基にさらなる活躍ができるよう、みんなで一丸となって頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて進めさせていただきます。

では、ただいまより令和7年和光市農業委員会1月総会を始めます。

出席委員は11人中11人で、和光市農業委員会会議規則第6条による定足数に達しており、総会は成立していることをご報告します。

◎議事録署名委員の指名

○新坂議長 初めに、議事録署名委員ですが、2番、富岡和樹委員、3番、富岡浩之委員を指名します。

◎提出議案

議案第18号 農地法第4条許可申請について

○新坂議長 それでは、議事に移ります。

次第の4、議案第18号 農地法第4条許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 議案第18号、議案書の1から3ページ及び写真資料1の1番をご覧ください。

住所・氏名、和光市下新倉三丁目**番**号、A。土地表示、下新倉六丁目**番、登記地目、田、現況、畑、面積998平方メートル。目的、一括貸駐車場。事由、申請者は対象農地で耕作をしていたが、自身で耕作することが困難になり、現在は休耕地となっている。この土地を有効活用する方法を考えていたところ、B社を設立するに当たり約5台のバスを止められる駐車場を探しているとの相談を受け、申請者が駐車場を整備し貸すことで双方合意に至ったため、申請がなされました。

本案件は、市街化調整区域内の農地を権利の設定をする者の資金で農地以外のものに転用するための申請です。

委員の皆様には事前に申請地の確認をお願いいたしましたが、本日配付の写真資料1の1番に申請地の写真を掲載しておりますので、参考にご覧ください。

当該農地は、申請者が耕作が困難となっている農地について有効活用を検討していたところ、新規にバス会社設立を検討しているB社が駐車場を探していたところ、申請地を所有しているAさんが相談を受け、申請者の資金で駐車場を造成、整備し、貸し出すことで合意に至り、農地転用の申請がなされました。

続いて、議案書の2ページ目ですが、申請地の土地利用計画平面図となっています。

○事務局（内藤） ちなみに、先ほど計画の変更図面をお配りしたんですけれども、これは従業員車両が一番奥に止められていて、車両を出すのが難しかったので、ずらしたような図面で変更していただきました。

○事務局（内藤） 申請地の利用計画について説明いたします。申請地は、北側に農地がありますが、北側農地の所有者から合意書を得ています。南側には駐車場、西側は水路があり、水路を挟んで駐車場があります。東側が道路に面しており、出入口となっています。北側農地との境界はコンクリートブロック2段または3段に1mのメッシュフェンスを設置となっています。

計画の資金調達につきましては、資金調達計画書、工事見積書、残高証明書が提出されており、内容を確認しています。

次に、計画面積の妥当性ですが、申請地は998平方メートルとなっております。なお、大型バス3台、マイクロバス2台、従業員車両4台、合計9台が駐車する予定です。計画面積が妥当かどうかご判断ください。

計画から発生する被害防除についてですが、誓約書において計画どおりの運用を確約しており、影響は少ない見通しです。

農地の区分についてですが、農地法施行規則第46条「宅地化の状況が第3種農地の場合における住宅等の施設が連たんしている程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるもの」に該当し、転用可能な第2種農地と判断できます。

なお、本日は今回の申請に関して説明していただくために、申請者の代理人、C社にお越しいただいております。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

この後、参考人が入室し、転用の経緯等についてご説明をいただきますが、これまでの事務局の説明の中で、皆様からご質問等がありますでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、無いようですので、参考人は入室してください。

(参考人入室)

○新坂議長 では、ご紹介します。申請者、Aさんの代理人といたしまして、C社にお越しいただきました。本日はお忙しいところありがとうございます。

和光市農業委員会では、農地転用の許可申請があった場合は、関係者にお越しいただき、農地転用に至った経緯や工事の概要、申請地の利用形態等についての説明の上、委員からの質問に答えていただく形になっております。

なお、和光市農業委員会会議規則第8条第2項の規定により、発言される際は、必ず挙手により議長の許可を受けてから発言するようにしてください。

それでは、農地転用に至った経緯及び工事の概要と申請地の利用形態について、ご説明をお願いします。

○参考人(D) 改めまして、皆さん本日はお忙しい中ありがとうございます。C社のDと申します。

本日、申請者、A様による農地転用の許可申請のご説明の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

まず、経緯ですが、故、E様、A様のご主人がお亡くなりになった後に、A様が畑をご相続されたわけですが、耕作の人員の関係、そして多少遠隔に畑をお持ちになってしまったということで、休耕地になってしまったという状態でした。

そんな状況で、A様からこの畑を役に立てないかと、どこか企業で借りてくれるところが

あればお貸したいんだという思いをいただきましたので、当社にて引受先、借り先を探させていただいたところ、ちょうど和光市でこの近辺で運送、観光の事業の案件を多く行っておりますB社さんという方が見つかりまして、お互い合意に至りましたので申請をさせていただいた次第でございます。

計画においては、畑を全面砂利敷きと一部入り口をアスファルト舗装にさせていただいて、外周も全てブロック積みとメッシュフェンスで囲わせていただきます。

隣地の一方は既に転用済みでございまして、裏側が水路になっておりまして、もう片方はF様という方が耕作されているんですけども、そちらの方にも計画をご説明して、同意をしっかりといただいている状況でございます。

バスを5台、基本的には常駐させていただいて、業務があればそこから出て行くというような使用の仕方をさせていただきます。

当然、畑側のバスから日陰にならないように、出る際においてはそう出させていただくというような動きをさせていただきます。

その他に、従業員用の車両ということで、乗用車の区割りを4台設けさせていただくという形で計画をかけております。

以上でございます。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま参考人からご説明をいただきましたが、委員の皆様から何か質問はございますか。質問がある方は挙手をお願いします。

7番、吉田委員。

○吉田委員 よろしいですか。頂いている図面は、平面図しかなくて、設備関係の説明が全く無いんですよね。電気設備とか水道設備もしくはその従業員の方の代わりにちょっと休むような設備が無いというのが1つと。

あと気になるのは、そのバス5台の20メートル、300平米もあれば足りる面積なのに、1,000平米からこんな広いところを借りて、このB社さんが採算が合うのか、この広い土地を、これはこれで本当に経営というか成り立つのかなって感じました。その辺どうでしょう。

○新坂議長 では、はい、Dさん。

○参考人(D) ご説明させていただきます。

まず、土地の広さにおきましては、今現在は5台といった形で最初はスタートさせていただくとB社さんからお話はいただいております。ただ、これから先バスをもう少し増やし

ていきたいといったお話をいただいております。

その中で事業として成功させられるかどうかというところですが、現在、B社さんのグループ会社が和光市、戸田市を中心に、付き合いのある旅行会社さんが、和光市、戸田市を中心に学校の野外活動などを含めて1年間全体で1,000件以上の案件があるみたいでして、B社様がこちらに実際に農地転用が終わりまして事業を始める際には、そのうちの大体800件ほどをお願いしたいといった話があるみたいでして、そういったところも含めまして事業としてはきちんとやっていけるような見通しで。今後のことも考えて、こういった広い土地をとということでお話をいただいております。

従業員車両のところに関してですけれども、従業員様の休む場所とか設備に関してですけれども、一応2キロ圏内のところに従業員用の事務所をお借りしているというところがありますので、そちらで従業員の方が休んだりとかして、何かバスでまたどこかへ行くとなったときには、こちらに移動してきて行くような形でお伺いしております。

電気の設備に関しましては特にそういった、今後、今、取りつける予定は無いといった形でお話はいただいております。

以上となります。

○新坂議長 よろしいでしょうか。

○吉田委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○新坂議長 他に質問のある方はいらっしゃいますか。

○本多委員 よろしいですか。

○新坂議長 はい、4番、本多委員。

○本多委員 質問させていただきます。図面など、奥にバスが5台止まっていますが、北側に大きなバスが日中も止まっていると、先日現地確認させていただいたんですけれども、北側の農地の方が結構丹精されて耕作されているようですので、日中あまりずっと止まって……、何て言うの、あまり稼働していないと日陰になってしまうのがちょっと懸念かなと思っているんですけれども。日中は大体稼働されてバスが止まらない予定になるのでしょうか。

○新坂議長 はい、Dさん。

○参考人(D) そうですね、日中の時間に関しましては、バス会社で観光といったところもございますので、基本的にはやっぱり朝早くにバスが出て、夕方以降で戻ってくるといったことを想定しておりますので、その中でバスは、奥のバスから出て行くといった形で運用を考えておりますので、日中の時間に関しましては、基本的には奥のF様の畑にはご迷惑がかか

らないような形でと考えております。

○本多委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○新坂議長 他には。

10番、井口委員。

○井口委員 道路に面した出入口、間口がある程度広さがあると思うんですけれども、将来的に車の出入りする台数が増えたりしたときの、結構時々通るんですけれども、意外とこの歩行者だとか自転車の方なんかは通られるので、そういう安全面、何か配慮していただいたほうがいいかなと思います。何かお考えはあるんでしょうか。

○新坂議長 はい。Dさん。

○参考人(D) 申し訳ございません。いただいたご質問においては、今のところ、仮にソーラーライトをつけたりだとか、そういったところまではまだ検討はされておりましたが、今のご意見を真摯に受け止めさせていただいて、先方にはしっかりお伝えさせていただきたいとは思っています。

○井口委員 はい、分かりました。

○新坂議長 ありがとうございます。

他に質問のある方はいらっしゃいますか。

(発言する者なし)

○新坂議長 そうしたら、私から一つ。

現地に行って見させていただいて、この写真、北側農地とのこの境というんですか、若干今回の申請地のほうが高い位置にありましたよね。この段差のところ、工事はどういうふう
に処理されるのか。分かりましたらお聞かせいただきたいんですけれども。

○参考人(D) 今のところは、先ほどご説明させていただきましたとおり、ブロック積みによって土留めとさせていただいて、処理する形。

○新坂議長 土留めとはどんな感じになるんですか、仕上がりは。仕上がりというのか……。

○参考人(D) ブロック積みなので、そのまま真っすぐ。

○新坂議長 真っすぐ。ああ……、ここ段差があって……

○参考人(D) はい、一部土は敷いておりましたけれども、はい。

○新坂議長 分かりました。ありがとうございます。

他に質問のある方はいらっしゃいますか。

8番、田中委員。

○田中委員 先ほど富岡委員もご質問されていたんですけれども、現地確認したときは1時半とか午後2時ぐらいだったんですけれども、もう既に畑が陰っていたんですよね、車の影響で。なので、もし陰るようでしたら、これは要望ですけれども、なるべくバスを南側に寄せてあげたほうがいいのではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○新坂議長 参考人。

○参考人(D) ご意見ありがとうございます。今のご意見に、こういうところを真摯に受け止めまして、しっかり先方と協議をして進めていきたいと思うのと同時に、我々も地域で交渉させていただいておりますから、皆様のご迷惑にならないようには努めたいというふうに思います。

○田中委員 お願いします。

○新坂議長 他に質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいですかね。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、質問が無いようですので、質疑応答は以上とします。

本日は誠にありがとうございました。

○参考人(D) ありがとうございました。失礼します。

(参考人退室)

○新坂議長 ただいま参考人からご説明や説明に対する答弁をいただきましたが、委員の皆様から何か意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、採決に移ります。

議案第18号につきまして許可相当ということに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。

よって、この議案は許可相当と意見を付すものとします。

◎提出議案

議案第19号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について

○新坂議長 続きまして、議案第19号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定についてを事務局より説明をお願いします。

○事務局（大久保） 議案第19号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について。

議案書の4ページから12ページをご覧ください。

本案件は、市街化区域内にある生産緑地の貸借で、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく申請となります。

貸主のGさんと借主のHさんの間で、2月1日から3年間、生産緑地を使用貸借することで合意に至ったことによるものです。

議案書の5ページをご覧ください。

事業計画の認定申請書となっており、借主がこの計画を市長に提出し、農業委員会の審査での決定をもって認定をするものとなります。この計画が認定されることで、生産緑地の貸し借りを行うことができ、期限が到来すれば自動的に貸借が終了し、離作料の支払いを求められることなく、農地が確実に貸手に返還されることとなります。

事業計画認定の要件は3点あります。

1点目は、都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により、都市農地において耕作の事業を行うことです。

議案書6ページ目の表のハの(3)をご覧ください。

地産地消を目的としてニンジンを作付し、収穫後は地元スーパーや学校給食へ出荷すると記載があります。こちらが地域の特性に応じた作物を導入すること、都市農業の振興を図るのにふさわしい農産物の生産を行うと認められることに該当しているため、1点目の要件を満たしていると考えられます。

2点目は、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないことです。

議案書6ページの一番下の欄をご覧ください。

①収穫後の農産物の残渣、農業資材、収穫時期を過ぎた農産物等を圃場に放置せず、除草は適切に行うとの記述があり、周辺の生活環境と調和の取れた都市農地の利用を確保できていると認められ、2点目の要件も満たしていると考えられます。

3点目は、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用しているかどうかです。借主については今年度中に2件の利用権設定を行っており、今回は3件目ですので現地確認は省略しています。

申請地の写真は、写真資料の2番と3番です。農地の利用状況につきましては、写真資料

の4番から7番をご覧ください。

以上、事業計画の決定についてご審議をお願いいたします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま写真を見ていただいておりますが、委員の皆様から何かご意見、ご質問等がありますか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、採決に移らせていただきます。

この計画の決定に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。

よって、この計画は決定といたします。

◎提出議案

議案第20号 農用地利用集積計画の決定について

○新坂議長 続きまして、議案第20号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(大久保) 議案第20号 農用地利用集積計画書(利用権設定関係)。

議案書の13ページから18ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者、I、和光市新倉三丁目**番**号。利用権の設定を行う者、J、和光市新倉二丁目**番**号。利用権を設定する土地、和光市下新倉六丁目**番、面積1,038㎡、下新倉六丁目**番、面積999㎡。設定する利用権の時期につきましては、開始が令和7年3月1日、終わりが令和10年2月29日の3年間となっております。

本案件は利用権設定の更新手続となり、貸主のJさんと借主のIさんの間で3年間の設定で合意に至ったことから更新の申請に至りました。権利設定を受けるIさんは現在50歳で年間農業従事日数は300日、母が77歳で300日、妻が49歳で100日、労働力は3人で合計700日です。所有の農機具等の状況からご審議をお願いします。

申請地は写真資料の8番と9番、借主の農地の利用状況につきましては写真資料の10番から15番をご覧ください。

なお、借主の農地の利用状況につきましては、21日の利用状況調査の際に新坂会長、浪間

代理、井口委員、富澤委員にご確認いただいております。

農用地利用集積計画の決定についてご審議をお願いします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

現地を見ていただいた浪間代理、いかがでしたか。

○浪間委員 先ほどおっしゃったように、22日に利用状況調査、現地を確認してまいりました。

どの畑も異常なくしっかり耕作されていると思います。問題無いと思います。

○新坂議長 ありがとうございます。

委員の皆様から何かご意見、ご質問等がありますか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、採決に移ります。

この計画の決定に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。

よって、この計画は決定いたします。

◎提出議案

議案第21号 地域計画について

○新坂議長 続きまして、議案第21号 地域計画について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(内藤) 議案第21号 地域計画について。

議案書19ページから23ページをご覧ください。

先月の総会の協議事項でお配りした資料と同じものですが、地域計画の策定の中で、関係機関に意見聴取をすることが法律で定められており、JAあさか野、埼玉県農林公社、坂下土地改良区環境保全組合には既に意見聴取済みで、いただいた意見には脱字等のご指摘のみで、内容についての意見は特にありませんでした。

様式5-2、資料の20ページですかね、新倉八丁目の農地について記載されているものですが、中身についての説明は割愛させていただきます。

先月の協議事項でお配りした資料をご一読いただいたと思いますので、ご意見の有無について協議していただき、農業委員会としての意見がありましたら決定をお願いいたします。

なお、今後の流れとしては、今月末頃からこの地域計画を2週間縦覧し、3月31日付で公

告策定の予定となっています。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、様式5-2地域計画について委員の皆様から何かご意見、ご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、特に質問が無いようでしたら、議案第21号 地域計画についての農業委員会の意見は無しということによろしいでしょうか。意見なしであれば挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 ありがとうございます。

では、全員賛成ということですので、農業委員会からの意見は無しということで回答をお願いします。

◎協議事項

①令和7年和光市農業委員会2月総会の日程について

○新坂議長 続きまして、協議事項に移ります。

協議事項①令和7年和光市農業委員会2月総会の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(内藤) 令和7年和光市農業委員会2月総会の日程についてですが、2月26日水曜日午前10時からを提案させていただきます。場所は3階の第一委員会室を確保しています。

なお、3月総会につきましては、3月24日月曜日午前10時の開催を予定しており、現在のところ3階の庁議室を確保しています。

併せてですけれども、3月に農業委員会の視察研修を予定しておりまして、場所が練馬区の農業体験農園の農家さんと練馬区担当職員の方が3月25日火曜日の午前中でご都合がよろしいというところで、できればそこで決定できればと思っております。また、場所が練馬区で近いので、午後にもう1か所さいたま市でちょっと検討している場所があるので、そこを考えております。

ご協議のほどよろしく願いいたします。

説明は以上です。

○新坂議長 2月総会の日程ですが、2月26日水曜日の午前10時からということですが、皆様ご都合はいかがでしょう。

○富澤委員 すみません。

○新坂議長 はい。9番、富澤委員。

○富澤委員 2月26日ですけれども、ちょっと農協の理事会と重なっている予定なので、まだ農協ははっきりしていないんですけれども、予定が重ならなければ出席しますのでよろしくをお願いします。

○新坂議長 はい、分かりました。

他にありますか。

○成田委員 すみません。

○新坂議長 はい、5番、成田委員。

○成田委員 もしかしたら、3月24日、都合悪いかも……

○新坂議長 3月24日は3月総会。

○成田委員 はい。小学校の卒業式で。すみません、私用なんで。

○事務局（内藤） では3月26日、曜日が水曜日だといかがでしょう。

○新坂議長 26日水曜日。

○成田委員 助かります。

○新坂議長 そうでしたら、3月総会は26日水曜日午前ということで、一応予定しておいてください。

また、視察研修、3月25日火曜日ですけれども、こちらは午前、午後とまたがりそうですが、皆様ご予定は大丈夫ですか。

○事務局（内藤） そうですね、もし午後の場所がなかなか決まらなければ、午前だけという可能性ももしかしたらあるんですけれども、今のところちょっと午後も予定しています。

○田中委員 すみません。

○新坂議長 はい、8番、田中委員。

○田中委員 視察研修が午前だけだったら、午後に総会というわけにはいかないんですか。

○事務局（内藤） 確かに午前に研修行って、午後に総会というのも可能ですので、そちらのほうがもしご都合よろしければ、そういう形もできます。

○新坂議長 私もそれは思いました。

○事務局（内藤） では、そのように、ご審議を……

○新坂議長 どうでしょう、皆さんはこういう意見、どっちがいいか。

○事務局（内藤） 2つの案で検討を進めますので、また2月総会でその辺は検討結果を報告させていただいた上で、調整させていただければと思います。

なので、一応今の時点では、25日、26日両方ともちょっと予定としてはあるような感じでイメージをしておいていただければと思います。

○新坂議長 ありがとうございます。

○事務局（内藤） あとは、視察研修の25日の午前というのが、研修先の予定上変更が難しいです。

○事務局（内藤） 総会については26日か、もしくは25日の午後に移るか、どちらかで調整ということをお願いします。

○新坂議長 それでは、そのような日程をお願いいたします。

◎協議事項

②利用状況調査の審査について

○新坂議長 続きまして、協議事項②利用状況調査の審査について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 協議事項②農地利用状況調査の審査について説明いたします。

まずは、先日の現地確認の調査、大変お疲れさまでした。

資料の2番をご覧ください。当日皆様に現地で点数をつけていただいたものを集計し、平均点にしたものとなっております。

管理区分や農地区分の合計が4点以上で指導対象となり、6点以上の場合には強めの指導をすることとなっておりますが、点数以外に個々の事情により配慮するかどうかなど総合的に評価した上で、実際にどのような指導を行うか判断していただきます。

なお、指導文の案として、資料の2番の最後のページに、強めと通常の指導文が書いてあるのですが、実情に合わせて個別に文章の内容の変更をすることも可能となっております。

それでは、資料2番の一番上のページの調査番号①Kさんから説明いたします。

2ページ以降に写真を掲載しています。

①の先日の調査の時点で合計点数、下新倉六丁目**番の合計点数が9点となっております。

写真資料は2ページ目の1番が現地の写真となっております。

以前も、8月のときも見ていただいたんですけども、そのときからすると草が枯れては

いるんですけれども、恐らく手は入っていないのかなというような状態でした。隣地は民家とかが無いので苦情とかはこちらには入っていないんですけれども、周囲に農地もありますので周辺への悪影響も懸念される状況ですので、指導が必要かご判断をお願いいたします。

①の下新倉六丁目**番についての説明は以上となります。

○新坂議長 ありがとうございます。

まず、①の農地ですが、現在の状況を見て、皆様どう思われたでしょうか。

皆さん現地へ行かれて、思ったよりもまあ草は枯れてはいるものの、これは春が近づいてくると、また草が伸びてしまうのも想像に難しくありません。少し強めの意見文もよいのかなとは思いますが、皆様はどう思われますか。

○富岡（和）委員 では、よろしいですか。

○新坂議長 はい、2番、富岡委員。

○富岡（和）委員 Kさんの新倉四丁目のところを見させていただいて、冷蔵庫なり何なり不法投棄されているような状況を見受けられて。下新倉六丁目のところは夜とかは多分真っ暗で、あまり荒らしておくとな不法投棄の要因にもなるので、ある程度管理はお願いしたほうがよいかと思います。

○新坂議長 ありがとうございます。

他にご意見のある方はいらっしゃいましたら。

7番、吉田委員。

○吉田委員 これ、年配の方ができないと聞いているので、借りる方もいらっしゃらないのかもしれないんですけれども、どなたかの農地としてそれこそ使っていただいて、無償で。そういう事業というか、それを進めるというか、そういう案内というか、農家だよりに出すとか何かで、なるべく草だらけにしておかない、やる気のある若い人とかに使ってもらえればいいのかなど。あと、貸すほうの地主さんも百姓として安心して使っていただければという思いがあるなら成立するのかなと思います。借りないかもしれないけれども。

○新坂議長 ある程度きれいに地ならししてからではないと、なかなか難しいですよ。農協さんとかでもそういう作業を依頼することもできるということですので、そういうところを利用して貸借できるということも、指導文章にそういうこともちょっと添えておくのも一ついいかなとは思いますが。

他にご意見のある方がいらっしゃいましたらお願いします。

指導文章のところも強さというのも通常か強めか、何かありましたらご意見お願いいたし

ます。

四丁目は合計点6点にはなっていますが、先ほど富岡委員からも話がありましたように、冷蔵庫という不法投棄もありますので。

指導文書を出すときは、まとめてということですか。

○事務局（内藤） はい。

○新坂議長 そうしましたら、強めの文章ということでよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長 では、一応このような形でお願いします。

では、続きまして②をお願いします。

○事務局（内藤） ②の方、Lさんで、現地を見ていただいたと思うんですが、写真が3、4、5の写真となっております。

夏にも見ていただいた場所ですけれども、夏のとくに比べると通れる場所が増えていたり、前回行けなかった場所にも行けたり、少し改善されているようにも見えたり、先のほうでジャガイモを耕作している様子があったりと、前回と少しだけ様子が変わっていたんですけれども。

夏には近隣の住宅から木の枝が迫ってきているという苦情があったりと、そういう場所ですけれども、周囲への悪影響も懸念される状況ですので、指導が必要かどうかご判断をいただけたらと思います。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

こちら②Lさんのお宅につきまして皆様どう思われたのか、ご意見ありましたらお願いいたします。

2番、富岡委員。

○富岡（和）委員 やっぱりこの住宅に隣接するところが、この木の枝がふだんは葉っぱはついていないんですけれども、夏になったりすると、多分この隣接の住宅の方の雨どいが詰まってしまって迷惑がかかっているような気がしないでもないのです。これ、もうちょっと竹を短く切れば、まあよろしいかなと思います。

○新坂議長 ありがとうございます。

そうですね、昔から比べると本当すごく改善されているし、意欲は感じられるところですので、その点は評価に含めてもいいのかと個人的には思うんですけれども。

今、富岡委員から話がありましたように、隣地への木の影響という、この点だけちょっと気をつけてもらうように指導文書に添えたほうがいいかとは思いますが。

皆様、他に何かご意見がありましたらお願いします。

9番、富澤委員。

○富澤委員 この竹やぶですけれども、意外と竹の本数が多いんですよ。揺れると、結構竹の音ってうるさいんですよ、夜は。できればこれ、もうちょっとすいてあげたほうがいいのかなという。

あと、鳥の巣がムクドリだから、やっぱり夏場止まりに来るので、その音も結構鳴き声とかすごくて。だからこの住宅の人はそういう被害もあるのかなとは想像できるんですけども。

以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

他にご意見がある方はいらっしゃいますか。

5番、成田委員。

○成田委員 昨年と今年見させていただいて、農地活用というか、作物を植えている場所はほんの本当に一角だけで、庭先でやるような広さかなと。それは変わらないかなと思うんですね。

結局こちらの方は、何て言うのかな、どうしようと思っているのか。どうしたいのかとかというご希望とかご意見とかを伺ったことってあるんですけど。

○新坂議長 恐らく相続される際にこういう制度、納税猶予、生産緑地にすれば納税猶予も受けられるという、まあちょっと言葉は難しいですけども、安易な考え方でそういう設定をしてしまったのかなと個人的には思われるんですね。農業をやろうということで生産緑地にされたというような印象は、正直無いんですけども。ただ、土地、場所、傾斜地等も見ると、建物を建てるにも難しい土地ですし、これがベストという判断をされたのではないかと思われますが。

はい、事務局。

○事務局（井上） 去年の夏ぐらいにLさんが市役所に来て、お話ししたんですけども、ご本人もご子息が日本にいないで、アメリカにいるそうですけれども、なので、ご自身が元気なうちにここをどうにかしたいというふうに思っているみたいで。売るなり市に寄附をするなりで、公園にしたいというような相談もいただいているんですけども、公園は難しいか

なというところ、納税猶予を外して売るという選択肢も考えているというようなことはおっしゃっていましたが。

○新坂議長 何かせつかく学校も近いので、学校の教育の中で何かこんな土地を使うというのも一つなのかなという、以前から思っはいるんですけども。公園というのは何か難しいんですか。

○事務局（井上） 過去に公園に寄附しようとしたけれども公園の部署からちょっと難しかったと。

○成田委員 ずっと猶予というわけにはいかないのかな……

○新坂議長 納税猶予ですか。

○成田委員 ああ、そうですね。

○新坂議長 多分、税務署が見たら、多分まあ、絶対これは認められないと言う。

○成田委員 そうですね。その辺で気にかけていらっしゃるという中で、相談される、何て言うんですか、その子供が日本にいないということなので。ただまあ、定期的に何か相談に乗るとか、関係部署とかちょっと広げてあげるとか。解決しようという気持ちがあるようなら、前向きに考えているということは認めて、それはそれでやってもいいのかなという。

○田中委員 すみません。

○新坂議長 はい、8番、田中委員。

○田中委員 あそこはもともと畑だったんですか。別にLさんからどうのこうのとかではないんですけども、何かそもそもがあそこは畑なのかなという疑問がちょっと。最初見たときから思っはいたんですけども。

○富澤委員 下は竹林ですよ。

○田中委員 ですよ。

○富澤委員 上はちょこっと畑ですけども、道路との坂の傾斜とか、竹を見ると、真ん中だけ竹を切っしてしまっ、両サイドの竹は取ってあるから、もともとは竹林だったのかなという。

○富澤委員 いい竹ですからね、もったいないですよ。

○吉田委員 いや、もったいないよね。

○富澤委員 こんな太いのが出てくるから、今年もいいタケノコだったと思いますよ。

○新坂議長 はい。吉田委員。

○吉田委員 畑ではないですね、僕も子供の頃から生活してっ。単なる傾斜地ですよ。傾

斜地を自分が所有していてどうしたいとなったら、お金なんか払いたくないですよ、何せ生産性がないわけなんで。だから意地でも何でも生産緑地に入れてもらって税金を安くして、ただ維持しているというだけだと思うんですよ。僕でもそうするし、誰でもがそう考えると思うんですよ。

このLさんという方が、息子さんが日本にいないで、最悪、嫌な話ではないですけども、何かそこで突然お亡くなりになってしまったときに、こういう土地というのは今度、第三者になって手を出せなくなってしまったら、何かテレビでよく言うような、そういう何とか地みたくなくなってしまふから、本当に何かその、地主さんを折衝してどうしていくかというか。

僕も一瞬、公園というのを思ったんですから、和光市としても、あの土地をもらってもしようがないですよ、危険過ぎてね。あそこで遊ぶ子供たちが足の骨なんかを折ってしまったりなんかしたら大変だし。確かによくよく考えると大変な本当につらい土地だったかなという気がしますが、本当に。どうにかでもしてあげたいですけどもね。

○新坂議長 はい、5番、成田委員。

○成田委員 今、結構そういう自然を崩さない形で公園化するというのは、割と団体とかそういうところでやっていますよね。ターザンロープをつけるとか、木の上でさせるとか。何かそういうところにちょっとこう……、どこというのは分からないですけども、何か呼びかけられるようなことってできないですかね。どこというのは本当分からないんですけども。よく朝霞辺りの滝の根公園でしたっけ、あそこも傾斜地農園を使って蛍が寄生したりだとか、あとその本当自然の木をいっぱい残しながらの、そういう近くでもそこもありますし。

何かそういう形で、ここはすごく見る方によっては、ここはもうちょっと無理な土地というふうに見る方もいるし、すごくいい場所って方もいらっしゃると思うので、何かそういう団体みたいな方に声をかけるとかできるといいのかなって。畑が無理だったら、宅地化するよりは、そういう子供たちとかそういったところに提供してあげられるようなものが増えるといいのかなって、そう思いますけれども。

○新坂議長 ありがとうございます。

他に何かご意見ある方はいらっしゃいましたら。

(発言する者なし)

○新坂議長 無いようでしたら、今回の指導の文章どうしますか。点数だけで言うともう、まあ強めなんでしょうけれども、まあ何かこう一番ネックになっているのは、隣地への木の枝ということだと思うんですよ、現時点での一番は。ここだけもうちょっと切り詰めてくれと

いうことを付して、通常の指導文章でもいいのかなとは個人的には考えるんですけども、どうでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいですかね。では、事務局に、そのような形でお願いいたします。

では、続きまして③のMさんの畑についてお願いします。

○事務局（内藤） ③下新倉四丁目の農地、写真が最後の6番が現地の写真になっております。

この場所ですが、これまでは管理されていたようですけども、去年の10月、11月くらいに一度市民の方から、外来種の草が植わっていてその種が飛んでしまうという苦情があって、見に行ったら外来種の草がこう高くなっていた状態で、一度草刈りをお願いしますという形でご連絡したんですけども、砂ぼこりの苦情を周りの方から受けて、土が飛ばないように草を生やしているんですというような、なかなか刈るのは抵抗があるようではあったんですけども、実際見に行ってみると、農地としてはどうかかなというところで、今回対象とさせていただいております。なので、そのあたりも酌んだ形での文章での指導が必要かどうかというところをご検討いただければと思います。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

③のMさんの畑ですけども、こちら皆様は見ていただいてどうお考えになりましたか。

11番、浪間委員。

○浪間委員 これ、ある意味で外来種のことを言った方と砂ぼこりの苦情を届けた方が、違う方ですよ。

○事務局（内藤） 別ですね。

○浪間委員 ああ、そうですね。

僕ももう何年にもなるんですけども、自分ちの畑で、近所のアパートのオーナーさんから砂ぼこりがすごいというのが来て。なかなかやっぱりこっちも遊びでそれをやっているわけではないので、なかなか意見は折り合わないんですけども。

多分この方は、Mさんですよ、多分それまではしっかりされていたと思うので、苦情を受けて、砂ぼこりが飛ぶから草を生やしたら、また文句を言われて、多分かちんときてしまう案件で。もしその文書を出すとしても、なるべくその本人の状況、どちら側も苦情を言われているようなところを寄り添うような文章というのが僕はいいと思いますね。

これ多分、うちもそのとき正直言うと結構恥ずかしい話ですけども、そのオーナーさん

とはもう口喧嘩になってしまっていて、本当はね。向こうはもう引かなかったんですけども、その後は何も言われていないんですけども、確かにその後はちょっと砂ぼこりに気をつけているとかはしているんですけども、畑である限りは風を防げないので、出てしまうので。何かね、難しいんですけども、これで答えは出ないんですけども。すみません。

以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

どうでしょうか。他にご意見のある方はいらっしゃいましたらお願いします。

○本多委員 すみません。

○新坂議長 はい、4番、本多委員。

○本多委員 Mさんって方はお幾つぐらいですか。

○富岡（和）委員 七十半ばですかね。

○本多委員 まだお元気で。

○富岡（和）委員 まあ元気ではいるんですけども。

○本多委員 家族は。

○富岡（和）委員 もうお独りで。大工さんとかやっていたんですけども。畑はMさんのところだけではないではないですか。Mさんだけが言われることではないかなと。

○本多委員 場所的にも傾斜はありますけれども、周りが畑なんでね。どこのほこりかも分からないし、草は生えているから、当然その外来種の草は種が飛ぶんでしょうけれども。

まあでも、まあね、今までこのMさん、Lさんで出てきましたけれども、同じような感じで、一応その注意の文章だけではなくて、何かのアドバイスのようなものがあつたらいいのかなという感じはします。業者のあっせんだとかそういうことはできないことなので、こうしたらいいのではないかというふうな、草を刈ってくれるところを探したり、そういう形で話をしていた方がいいのかななんて思います。通知だけではなくてね。できる限り寄り添って話を聞いてあげる。もう高齢だからなかなかできないと思いますので。そういうような形で進めたほうがいいと思っています。

○新坂議長 ありがとうございます。

はい、7番、吉田委員。

○吉田委員 よろしいですか。農地を持っているオーナーさんも結構、トラクターを持っていても、草刈る道具って持っていないんですよ。あさか野農協さんもそういう高齢の農家さんを対象に、1体幾らでございませよとか、こうしますよという事業も始めたのと同時に、

それよりもっと、さっき来たC社さんがそういうのをやっているんですよね。C社さんに電話すれば、ハンマー持ってきてきれいに刈り取って、集積して、ロータリーまでかけて、はいって感じでやってくれる事業はやっています。まあ、参考までに。

そういう農家さんが和光市も、残念ですけどもこれから実際に増えてくるような気がします、現実には。

○新坂議長 はい、6番、小寺委員。

○小寺委員 私の知っている知り合いの人は、90ぐらいのおばあさんになるんですけども、やっぱり畑のところがすごい気になっていまして、その方はもう業者の人に頼むと言っています。

だから、毎年こうやって出てくる人は、そういうできなかつたらできないなりに何かしら市なり農協とかそういうものを、先ほど吉田さんが言ったように、こういうのがありますよとか、担ってあげますよとか、そうやってお手伝いしたらどうでしょうか。これ、毎年毎年こんなことをやっていたら、年齢もいきますから、毎年同じようなことになっています。結局は、最終的には相続になって売る案件になると思うんですけども、せっかくこうやって農業委員会でこういう皆さんの知恵があるので、いい案があつてそうやって出したものがないと思うんですけども。

○新坂議長 ありがとうございます。

どうでしょう、事務局、指導文書を送るのに、業者を載せるということは。

○事務局長（大塚） まあ、例えばそういう業者についてご相談くださいとかという、活用したい場合は市役所にご相談くださいというふうに連絡をいただいて、その中で市で市内の業者さんとか農協、業者を紹介するとかそういったことはできるかと思います。

これちょっと、砂ぼこりとかの外来種という問題というのは、我々も知見が無いんですけども、もしかしたらそういう事業者さんのほうが、砂ぼこりが立ちにくい何か草の起こしかたではないですけども、そういう情報とかを持っている可能性もあるかもしれないので、そういうところも何かこううまく結びつけて、うまく取り組んでいければというように思います。

○富岡（和）委員 砂ぼこりって、今ここの横に、耕作している農地がありますよね、こちらの方のほうが多分面積が大きいから、砂ぼこりが来るような感じがするんですけども。はい。

○事務局長（大塚） まあ、耕作とかしているとどうしてもなかなか難しいところはあると思

うんですけれども、管理するだけの場合には、もしかしたら何かうまいバランスみたいなのを取れるのかもしれないですが。我々もちょっとしっかりとまた勉強しながら、ちょっと対応できる場所があれば検討できると思います。

○新坂議長 ありがとうございます。

ちょっと時期にもよるかと思いますが、よく霧とかまいてやるとか。とりあえずこの上に伸びてしまっている草だけは、何かこう、どこかの業者に依頼してやってもらうように指導文書に含めてもらうという形でどうでしょう。そういう感じでいいですかね。

強さに関しては、今回この方は初めてでしたよね。初めてでしたら、通常でもいいのかなとは思いますが、どうでしょう。一応、規約だと、何点でしたっけ。

○事務局（内藤） 4点以上が指導対象で、6点以上で強めということですからけれども、そこは事情に応じて変更しても大丈夫です。

○新坂議長 そうしましたら、初めてということなので、通常の文章で業者を紹介するという内容で、指導文書を出していただくようお願いします。

では、これで全部ですね。それでは、以上で利用状況調査の審査を終了したいと思います。

◎協議事項

③その他

○新坂議長 続きまして、協議事項③その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 協議事項のその他については、特にありません。

以上です。

◎諸報告

①会長専決について

○新坂議長 続きまして、諸報告、会長専決について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（内藤） 議案書の24ページから37ページをご覧ください。

今月の会長専決は、4条届出が2件、5条の届出が7件となっており、現地の状況は写真資料の16番から23番となっております。ご確認ください。

説明は以上です。

○新坂議長 ただいま事務局の説明がありましたが、ご質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしければ、これで会長専決は以上とします。

◎諸報告

②農業委員の活動報告について

○新坂議長 続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 今月の活動の共通事項については、写真資料の24番をご覧ください。今週の20日、21日に行った利用状況調査現地確認と、本日24日の農業委員会1月総会です。その他、個別に農地パトロールや現況確認をしていただいた方は、その旨ご記入ください。説明は以上です。

○新坂議長 その他、皆さんから活動に関してご報告がある方は挙手をお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、無いようですので、委員の皆様からのご報告は以上とします。

◎諸報告

③その他

○新坂議長 続きまして、諸報告③その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 諸報告、その他についてですが、2点ございます。

1点目は、農家日より、資料3番をご覧ください。

初めに、生産緑地のあっせんということで載せています。表面右側に、農業用廃プラスチック、今年度2回目、2月28日実施予定で、申込書と一緒に載せています。

裏面に入ってください、農業災害に遭ったらご報告をお願いしますという文章と、和光市都市農業支援事業補助金制度について、まだ少し今年度の予算が残額があるので載せています。それと、一番下に、観光農園についてご協力いただければということで掲載しています。

裏面右側、今年の2月2日開催予定のわこうのほっこり鍋のチラシを掲載しています。

農家だよりの説明は以上で、2点目については。

○事務局（井上） はい。朝霞地区農業地区連絡協議会の研修会についてですけれども、別で開催の通知をお配りしたんですけれども、日時が2月7日の金曜日で午後3時から行う予定

です。場所はサンアゼリアの小ホールとなっております、内容としましては、都市農地の活用についてということで、都市農地活用支援センターの方に講義をしていただきます。2時間ほどで、5時まで研修を行いまして、その後、懇親会がございます。5時半から駅前の千の庭で行う予定となっております。

研修会については以上となります。

○事務局（内藤） 以上で諸報告の説明は終わります。

○新坂議長 ありがとうございます。

特に全体を通して委員の皆様から何かございますでしょうか。大丈夫ですかね。

（発言する者なし）

○新坂議長 では、無いようですので、本日の議事は以上とします。

◎閉会

○新坂議長 本日も皆様のおかげで滞りなく議事運営ができました。ご協力いただき誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年和光市農業委員会1月総会を閉会します。

皆様お疲れさまでした。

閉会 午後4時45分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違無い事を証するため、ここに署名する。

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員